

⑩おぼれ

救命胴衣を着用せずバージに乗り移る際、 海中に転落し溺死

発生状況



救命胴衣を着けずにタイヤフェンダーを利用してバージに乗り移ろうとしたところ、海中に転落、溺死した

原因

- ✓ 栈橋等のバージへの通行設備がなかった
- ✓ フェンダーを使って乗り移ろうとした。救命胴衣を着装していなかった
- ✓ バージ上の作業における救命胴衣着装が義務付けられていなかった



防止対策

- ✓ 通行設備(タラップ)を設置する
- ✓ バージ乗降口に救命胴衣を常設する
- ✓ バージへの移動時の危険性を洗い出し、作業者に徹底する



POINT!

バージ上の作業では救命胴衣を着用！



DATA

発生年月日
2007.03.05

発生場所

岸壁・台船間

作業名・作業内容

工具段取りの
ため移動中

死傷病名

溺死

職種

管絃職

社/協

協力員

年齢

31才

経験年数

10年

救命具等

則二十六条 水上の舟などで作業を行う場合において、当該作業に従事する労働者が水中に転落するおそれのあるときは、作業を行う場所に浮袋その他の救命具を備えること、作業を行う場所の付近に救命のための舟を配置すること等救命の必要な措置を講じなければならない。



救命浮環



救命胴衣

岸壁付近には、必ず救命浮環と救命胴衣を常備しましょう。